

ては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
平成十五年十月十四日確認

協議第五十三号 新市の財政計画について

新市の財政計画については、別紙のとおりとする。

協議第四十七号 法定協議会への移行時期について

法定協議会を平成十五年十一月十八日に設立する。

協議第五十四号 小委員会の解散について（追加提案）

新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数に関する小委員会は解散する。

小委員会報告 新市の事務所の設置方式について

(1)新市の事務所の設置方式については、本庁方式（集中方式）とする。

選定理由

新市において財政健全化を構築し確立するために、庁舎維持管理経費の削減及び職員定数削減を効率的に進められるこの方式が最良と考えられるため。ただし、将来において情報化の更なる推進をした場合、本庁・支所での市民の利活用度合いが軽減されることも予想されるが、当分の間行政サービスや住民の利便性を考

慮し、地域住民の不安を払拭するため支所機能を充実させる。

小委員会報告 新市の事務所の位置について

(1)新市の事務所の位置については、一の宮町宮地五〇四―一番地（現在の一の宮町役場）とする。

(2)現在の一の宮町、阿蘇町、波野村それぞれ支所をおくものとする。

付帯事項

①道路アクセス（通称8メートル道路）の早急なる整備促進を図るため、関係機関とも協議のうえ期成会等を立ち上げ、県への働きかけを強化することとする。

②一の宮町役場を本庁舎とした場合においては、住民サービスの低下につながるようなよう平成十七年三月三十一日までに竣工し、かつ、入庁できるように努め、あとで手直し等が起らないように庁舎建設委員会等を設置し具体的に検討するとともに、合併推進債等の有効財源利用により整備することとする。

③人口の見地からみて、庁舎の位置調整を円滑に進め庁舎の利活用の頻度及び他の施設のバランスを考慮すると、推進協議会で整備・建設を検討することとなっている文化ホール（公民館を含む）については、合併後速やかに阿蘇町内に建設することとする。

④一の宮町の現庁舎を改築・改修し本庁舎にした場合、他の町村の支所については合併までに具体的な検討を行い、合併後速やかに新築及び改築を講ずることとする。

選定理由
財政状況を考慮し経費の削減の見地から、現有庁舎の有効活用が最善の方策とし、他の官公署が集中しており、3町村のほぼ中心地である一の宮町の現庁舎を新市の事務所（本庁）として選定した。

小委員会報告 選挙区ごとの議員定数について

(1)新市においては、公職選挙法第十五条第六項の規定により現在の一の宮町、阿蘇町、波野村をそれぞれ区域とする選挙区を設置するものとする。

(2)選挙区の設置は一期限りとし、各選挙区ごとの議員定数は、現在の一の宮町八人、阿蘇町十五人、波野村三人とする。また、二期目以降は選挙区は設置せず全市一選挙区の定数二十六人とする。

選定理由

阿蘇中部3町村合併後、三〇四年が阿蘇市の将来の基盤を確立するための重要な時期と位置付けられるという観点から、地域の状況を反映させ地域間の均衡も熟慮したうえで、住民の不安を少しでも緩和できるよう人口比例によらない定数を配分す

ることとした。

協議第四十七号の① 法定協議会規約（案）について

法定協議会規約（案）については、別紙のとおりとする。

協議第四十七号の② 法定協議会の予算（案）について

法定協議会の予算（案）については、別紙のとおりとする。

協議第四十七号の③ 法定協議会設置届（案）について

法定協議会の設置届（案）については、別紙のとおりとする。

協議第四十七号の④ 法定協議会委員等について

法定協議会設置時の委員等については、協議の継続を考慮し、原則として、阿蘇中部3町村合併推進協議会の委員等が引き続き在任するよう調整に努めるものとする。

協議第四十七号の⑤ 阿蘇中部3町村合併推進協議会（任意協議会）の解散について

阿蘇中部3町村合併推進協議会は、各町村議会の議決を経て法定協議会が設置されるときは、法定協議会設置日の前日をもって解散する。

平成十五年十月二十四日確認